

明石市中小企業者省エネルギー化支援補助金のご案内

明石市では、カーボンニュートラル実現に向けて、市内事業所等に脱炭素化設備等を導入した事業者に対して補助を行います。



対象事業・補助金額

2026年4月1日から2027年3月10日までの間に完了する事業

- | | | |
|---|---|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① LED照明設備② 空調設備③ 給湯設備 | } | （設備費＋工事費）の3分の1（上限30万円） |
|---|---|------------------------|

あかし脱炭素経営パワーアップ制度（次ページ参照）への登録が条件となります。また、中小企業者に限ります。

募集期間

2026年8月3日（月）から2026年11月30日（月）（**先着**）

※ 予算がなくなり次第、受付終了。予算の消化状況は随時ホームページでお知らせします。

申請方法

- すでに事業完了済の方も、今後実施予定の方も、対象期間内（4月1日～3月10日）に事業を完了する事業者が申請できます。
- 明石市ホームページ「明石市事業者用脱炭素化設備等導入支援事業」より「**補助金交付申請書**」をダウンロードしてください。

[検 索](#)

明石市 脱炭素 補助

補助金応募申込書に必要事項記入の上、以下まで**郵送**により提出ください。

〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市環境産業局環境室環境創造課
朱書きで「**事業者用補助金交付申請書在中**」と明記してください。

補助要件

【共通条件】

- 2026年4月1日から2027年3月10日の間に、市内事業所で対象事業を完了していること
- **あかし脱炭素経営パワーアップ制度の宣言事業者として登録されていること**

- ・ あかし脱炭素経営パワーアップ制度において、脱炭素経営に意欲的に取り組むことを宣言し、「宣言事業者」として市に登録されること
- ・ 制度の詳細や宣言の内容・登録方法については、制度のホームページをご確認ください。

検 索 あかし脱炭素経営 パワーアップ



【設備ごとの条件】

①LED照明設備	○中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに掲げる者） ○既存照明設備（LED以外）をLED照明に更新する事業
②空調設備	○中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに掲げる者） ○製造年が2025年以降の設備に更新するもの
③給湯設備	○中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに掲げる者） ○製造年が2025年以降の設備に更新するもの

【※中小企業者の定義】

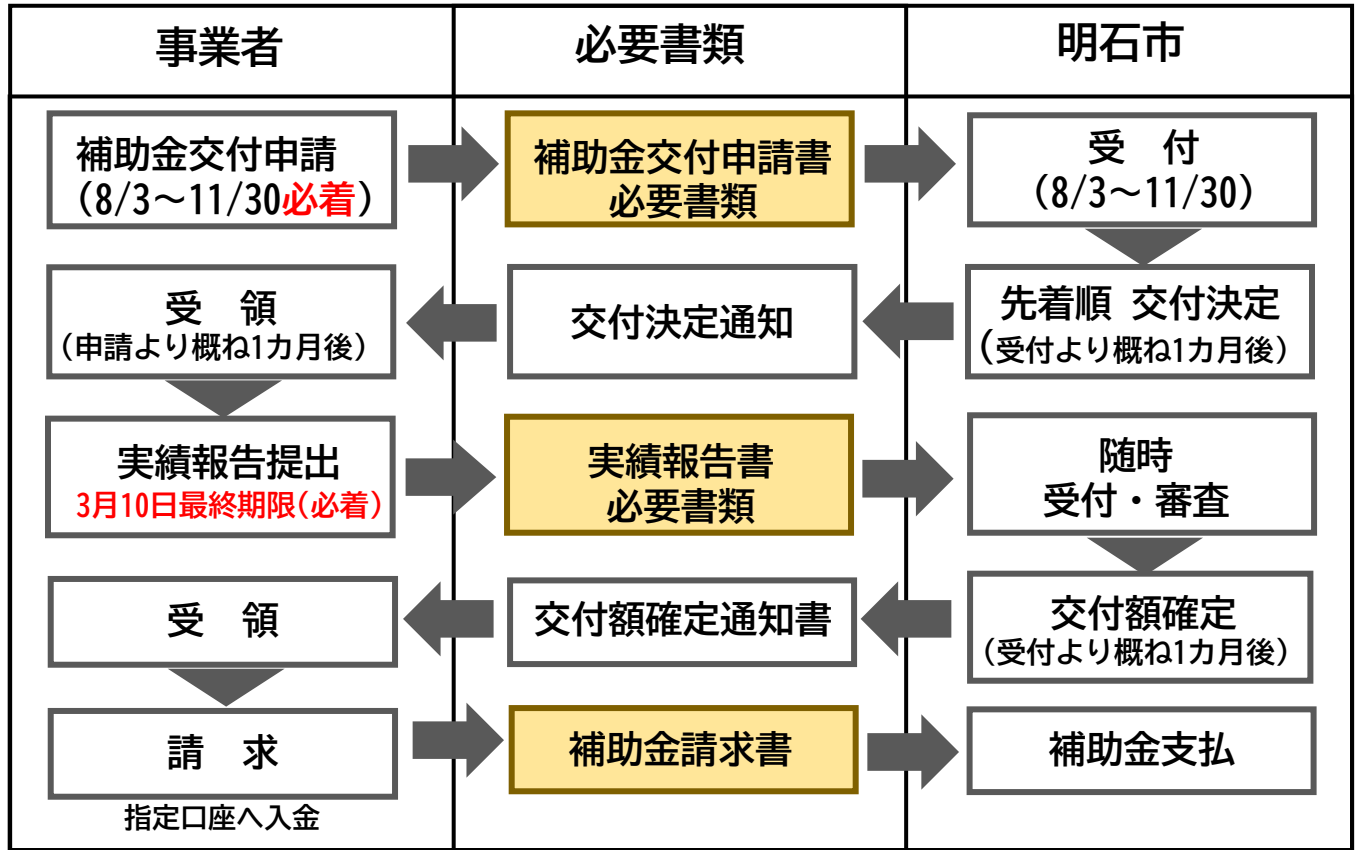
本補助金における中小企業者の定義は、以下のとおりです。

- 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに掲げる者
→ 会社もしくは個人事業主で、下表の「資本金の額」または「従業員数」のいずれかに該当する者

業 種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下の会社	300人以下の会社および個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社および個人
サービス業	5000万円以下の会社	100人以下の会社および個人
小売業	5000万円以下の会社	50人以下の会社および個人

申請の流れ

…申請者に提出いただきます。



交付申請書の提出について

交付申請書および申請書別紙とあわせて、対象事業ごとに定める必要書類を提出ください。

必要書類

全事業共通	・ 事業の実施内容及び費用（内訳等含む）がわかる書類（<u>契約書、見積書等</u>） ・ 登記事項証明書（発行日から3か月以内） ・ 事業を実施する事業所の位置図 ・ 設備の設置工事着手前の現況を示すカラー写真 ・ 設備の設置場所がわかる図面
LED照明設備	・ 設置するLED設備の仕様がわかる書類
空調設備	・ 設置する空調設備の技術使用及び製造年がわかる書類
給湯設備	・ 設置する給湯設備の技術仕様及び製造年がわかる書類

実績報告書の提出について

2027年3月10日最終期限（必着）

交付決定通知を受領した方は、対象事業を完了したときは、**速やかに**実績報告書に以下の必要書類を添付して提出してください。

実績報告書・別紙

様式に実績に関する必要事項を記載ください。

必要書類

対象事業ごとに定める必要書類を準備し、提出ください。

全事業共通

- ・領収書の写し（その他経費が証明できる資料）
- ・契約書の写し（※交付申請時に提出していない場合）
- ・設備の設置状況が分かるカラー写真

よくある質問

【国や県との補助金の併用について】

○国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としているため、同交付金を財源とした補助金との併用を不可としている他の補助金と併用はできません。

【対象設備の設置日について】

○メーカーの保証開始日、引き渡し日など、設備の設置を証明できる日となります。

【LED照明設備について】

○LEDの新設、工事の伴わないランプ交換は対象外です。

詳細は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。



※明石市事業者用脱炭素化設備等導入支援補助金及び温室効果ガス排出量可視化システム補助金については別途チラシを確認ください。

書類提出先・お問合せ

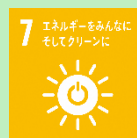
〒673-8686 明石市中崎1-5-1
明石市環境産業局環境室環境創造課

☎：078-918-5786 FAX：078-918-5192

E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

【お問合せ時間】

祝祭日・年末年始を除く月曜日～金曜日の8:55～17:40（12:00～13:00除く）



SDGs未来安心都市・明石
いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで